

名古屋市交通局管理規程第12号

交通局職員の名札着用に関する規程及び交通局被服規程の一部を改正する規程（令和4年名古屋市交通局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

附則第2項中「施行日以後、」の次に「外とうは令和9年3月31日までの間、防寒作業衣は」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。